

通訳案内士法施行細則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月十一日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県規則第三十二号

通訳案内士法施行細則を廃止する規則

通訳案内士法施行細則（昭和二十五年二月奈良県規則第四号）は、廃止する。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。